

第 3 4 号議案

東大和市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 1 0 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

東大和市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年条例第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第16条）」を
「第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第16条）
第5章 雑則（第17条）」に改める。

第1条中「同法施行令」を「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」に改める。

第16条を第17条とする。

第15条第1項中「災害援護資金」の次に「の償還」を加え、「又は半年賦償還とする」を「、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする」に改め、同条第2項ただし書中「貸付金」を「災害援護資金」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改め、同条を第16条とし、同条の次に次の章名を付する。

第5章 雑則

第14条中「その利率を延滞の場合を除き年3パーセント」を「、延滞の場合を除き、その利率を年1パーセント（前条第1項の規定により保証人を立てる場合にあっては、年零パーセント）」に改め、同条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（保証人）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の規定による違約金を包含するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の東大和市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。